

尾張旭市選挙管理委員会（令和5年第1回）会議録

- 1 開催日時
令和5年1月7日（土）
開会 午前10時
閉会 午前10時20分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 303会議室
- 3 出席委員
委員長 赤尾勝男
委員 森賀則、堤美昭、加藤隆広
- 4 欠席委員
0名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、係長 堺和彦、書記 森重雄太
- 7 議題
付議議案一覧のとおり
- 8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和5年第1回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、市長選挙及び愛知県知事選挙関係の4議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>（委員長あいさつ）</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。</p> <p>前回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等 はありますか。</p>

委員	(なし)
委員長	<p>それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。</p> <p>第1号議案「選挙人名簿の登録について」、第2号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第1号議案、第2号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第1号議案「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第3項の規定により、選挙人名簿の選挙時登録を行うものでございます。</p> <p>それでは、議案の被登録資格者をご覧ください。今回の登録は、令和5年1月7日を登録基準日及び登録日とし、令和4年12月1日の定時登録以降の該当者について行うものでございます。ただし、年齢要件に関する基準日は令和5年1月15日となっております。</p> <p>まず、被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている者となっております。</p> <p>よって、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成16年12月3日から平成17年1月16日までの出生者、住所要件が、令和4年9月2日から令和4年10月7日までの転入者と</p>

	<p>いうこととなります。</p> <p>次に第2号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者について、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>今回の抹消は、令和4年12月1日の定時登録の抹消以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。</p> <p>このため、今回抹消される方は、令和4年12月1日から令和5年1月6日までの死亡者又は国籍喪失者と、令和4年8月1日から令和4年9月6日までの市外への転出者でございます。</p> <p>次に、本日配布させていただいた選挙時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。</p> <p>また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>第1号議案及び第2号議案の説明については以上でございます。</p> <p>それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、確認をお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第1号議案及び第2号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(なし)</p>

委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第1号議案及び第2号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第1号議案及び第2号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、市長選挙関係の第3号議案と愛知県知事選挙関係の第4号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」につきましては、内容が重複しますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第3号議案、第4号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第144条の2第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、ポスター掲示場を設けなければならないとされており、同条第3項の規定により、投票所ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置することになっております。設置数につきましては、公職選挙法施行令第111条の規定により、その選挙の期日の公示の日の直近の一つ前の選挙人名簿登録数と投票区の面積によって、投票区ごとの設置数を定めることになっております。本市の投票区は南本地ヶ原投票区が選挙人名簿登録者数5,000人以上10,000人未満、投票区の面積4㎢未満に該当するため、同条の基準により1投票区あたり8箇所、その他の20投票区は、選挙人名簿登録者数が1,000人以上5,000人未満、投票区の面積は4㎢</p>

	<p>未満に該当するため、同条の基準により1投票区あたり7箇所、20投票区で140箇所になります。合計148箇所のポスター掲示場の設置を行うことになり、一覧表のとおり定めようとするものでございます。</p> <p>なお、市長選関係の第3号議案、県知事選の第4号議案とも、同一の場所となっております。</p> <p>第3号議案、第4号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第3号議案及び第4号議案について、何かご質問等はありませんか。。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第3号議案及び第4号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第3号議案及び第4号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他ということで事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>報告事項</p> <p>○ 次回以降の日程確認</p>

委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。
-----	------------------------------